



る責任負担の相違は、たとえその責任が軽くなるとしても、いぜんとして残ることになるであろう。かりに全般的な疾病保険制度が、主として同一の危険を示すかも知れないとても、疾病に罹る年金受給者の危険は責任が異なる。上記の理由により、現行制度を維持したり、あるいは年金受給者の疾病から生じた不足分の負担を各種の疾病金庫に平等に分散させることは不可能である。

## 社会政策の新らしい途

(西ドイツ)

本稿は今後の数年間において必要と考えられる社会政策について述べている。

社会政策は、もはや国民所得の社会的再分配を第一義的に扱かうものではなく、合理化と自動化に基づく将来の産業社会で、社会的基準を支持しつつ改善するために計画された手段を第一義的に扱かうであろう。考えられ

Financing of Sickness Insurance for Pensioners

by Hans Hartman\*

(“Die Finanzierung der Krankenversicherung der Rentner”, in “Die Ortskrankenkasse”, no. 22, November 1965, pp. 583—586); No. 74, 1966

\* Deputy Chairman of the Executive Committee of the Federation of Sickness Funds.

用に対する政策、農業生産性の引上げを促進する観点をも含めた農業に対する社会的給付の改善である。1965年から1969年にいたる期間に、連邦法では以下の項目が優先することになるであろう。

1 職業について現われる発達と生産性の向上に、特殊な優先が与えられるべきである。基本的な必要条件はしっかりした基礎的訓練ということであり、これには学校での訓練も含められ、この条件は労働市場の新らしい需要に労働者を対応せしめ得るために必要となる。能力の開発は単に学校や職業訓練期間のみならず、すでに就労中の者に対しても促進すべきである。幼ない子供達の養育を終えて家庭から束縛されなくなった主婦は、近代的経済によって変えられた必要条件に対応する再教育により、新しい活動的な雇用を取得すべきである。

2 資本形成と貯蓄の量は低所得者や大家族の稼得従事者による貯蓄を助長することにより促進されるべきである。企業内において貯蓄を行なう者による直接的参加は、所定の

る手段には次のような項目が含まれている。すなわち、これらは各世帯の経費に対する補償を改善することによる各世帯への経済的強化、母性保護に対する法律の改正、社会的資産にかんする政策、学校の訓練施設や職業訓練施設の改善、工業的中心地と後進的な農業地域との間における経済的・社会的不均衡の排除を促進するように計画された全国土の使

利子率による債券の代りに株券所有によって促進され、したがって、全社会階層が経済成長により増大した資産から利益を受けることができるし、また、同時に、産業資本を所有する基盤が拡大される。

3 年金と災害保険給付は、平均所得の動向に対応してすでに毎年調整されており、戦争犠牲者の年金と家族手当の受給者に対しても同様な継続的調整が行なわれるべきである。諸給付に対する増額は、同一の比率で行なうのが望ましいであろう。これは社会的平和に大きな寄与を提供するし、また、各種の職業で就労している労働者グループの代表と法律に対して責任を有する政府部局との間における、いわゆる綱引き合戦を終了させるであろう。

4 公的年金保険に対する自営業者の包摂は、原則として、連邦議会のいずれの政党も要求している。この実現は全被保険者の平均所得に基づき、自営業者が所定の拠出を定期的に支払い、被用者の場合と同様に、自営業

者にもかれらの権利と義務を適用することによって達成されるべきである。

5 疾病の場合には、賃金労働者にも、俸給取得者の場合と同一の期間にわたり、使用者が労働不能の当初7日間賃金を支払うべきである。これは疾病給付の支払いについて疾病金庫を救済し、したがって、他の諸給付を改善することになるであろう。改善では、とくに、予防的診療が採用されるべきである。疾病基金は被保険者の疾病の場合にのみ医療給付を支払い、将来では、疾病金庫は用心のために行なう予防的検診に対しても支払いを行なうべきである。医師が簡単な疾病により少ない時間を當てることができるような手段を講ずるべきで、それによって、かれらがより重要な処置に當てる時間をより多くし、かつ医学的な研究によって開発された、きわめて高価であると予想される診療に、かれらを使用することができる。他方、医師の診断に対する障害をなくすべきである。この理由として、現物給付方式から料金の償還方式に変えることは、賢明な策ではないだろうというこ

とである。しかし、被保険者は疾病によって生じた医療に必要な経費を知っておくべきで、また、疾病金庫からなんらの給付をも請求されない場合には、被保険者は拠出の一部について償還の資格を取得すべきである。

6 予防やリハビリテーションの手段が改善されるべきである。

7 投資や資産原価を含む病院の全経費は利用者に課せられるべきでないから、病院の財政と公的な補助金を規定するために、法律が必要となるであろうと予想される。

New Approaches in Social Policy

by Josef Stingl\*

(“Neue Wege in der Gesellschaftspolitik”, in “Die Ersatzkasse”, no. 3, March 1966, pp. 89—92); No. 102, 1966.

\* Chairman of the Labour and Social Working Group of the CDU/CSU (Government Parties) in the Federal Parliament and Deputy Chairman of the Federal Parliamentary Commission for Social Policy.